

令和9年度 1月採用 桑名市職員採用試験案内【通年採用】

～さあ、次の桑名を、一緒につくろう～

受付期間

令和8年10月1日(木)9時から10月12日(月)23時59分まで

*上記期間中は24時間受付が可能です。

*入力内容に不備等があった場合はお電話又はメールにて確認をさせていただく場合がございます。

募集職種・採用予定人数

職 種	採用予定人数
① 技術職(建築)	2名程度
② 社会福祉士	1名程度

*この採用試験では、民間企業等で職務経験のある方を広く募集しています。

(ただし、社会福祉士は職務経験を問いません)

*同一の職種について日程が異なる試験を重複して受験することはできません。たとえば、令和9年度採用桑名市職員採用試験[A日程]で受験区分「技術職」を受験された方は、本試験の「技術職(建築)」を受験することができません。

*採用予定人数は前後する可能性があります。

*事務職以外の専門職種で採用された場合でも、在職中に一般行政事務職として配属されることがあります。

申込方法

桑名市ホームページ(専用の試験申込フォームにより申込)

*申込後、エントリー完了メールの受信をもって申込の完了となります。受験案内が届くまではエントリー完了メールは削除しないで下さい。

問い合わせ先

桑名市役所 人事課(市役所3階)

〒511-8601 桑名市中央町二丁目37番地

TEL:0594-24-1126

Mail: jinjim@city.kuwana.lg.jp

試験内容及びスケジュール

	試験内容	日 時	会 場	合否通知
1次試験	書類選考	エントリーシートの記述内容を審査		11月上旬
	SPI3	10月15日(木)から 10月21日(水)までの7日間 のうち、受験者が選択する日	テストセンター (適性検査は、オンライン 受検可)	
	一次面接	10月22日(木) または、 10月23日(金)	桑名市役所本庁舎	
2次試験	最終面接	11月12日(木) または、 11月13日(金)	桑名市役所本庁舎	11月下旬

*各試験の合否については、メールで通知いたします。

*1次選考の合否判定は、書類選考・SPI3・面接の結果を基にいたします。

*SPI3の受験時は受験票と顔写真付きの本人確認書類(運転免許証、パスポート等)が必要となります。

*SPI3は令和8年10月15日(木)から10月21日(水)の間で、ご自身が希望する日に受験可能です。

募集職種詳細

① 技術職

市長部局等において、建築の分野に関する専門業務に従事します。

想定業務例

- ・公共施設の維持管理・修繕
- ・公共施設の設計および監督
- ・所管行政庁、施設管理者としての許認可、指導業務
- ・空き家対策、耐震対策
- ・資産活用等のマネジメント 等

受験資格 ※記載のすべての資格要件を満たす方が対象となります

(1)平成4年4月2日以降に生まれた方で、次のいずれかに該当する方

(ア)学校教育法による高等学校以上(※)を卒業している方

※高等学校・専修学校専門課程・高等専門学校・短期大学・大学・大学院いずれか

(イ)(ア)と同等と認められる方

さあ、次の桑名を、一緒につくろう。

- (2)直近5年(令和4年1月1日から令和8年12月31日まで)の間に、建築分野における設計・施工管理・維持管理等に関する職務経験(*)が通算して3年以上ある方
- (3)地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない方(末尾「参考1」を参照)
- (4)日本国籍を有する方

② 社会福祉士

市長部局等の社会福祉分野(児童福祉、介護・高齢者福祉、障害福祉、生活保護関連等)において、生活支援や自立支援、相談援助等に関する専門業務に従事します。

想定業務例

- ・生活の困りごとを抱えた方への相談支援業務
- ・福祉計画の策定
- ・関係機関や地域包括支援センターの後方支援 等

受験資格 ※記載のすべての資格要件を満たす方が対象となります。

- (1)平成4年4月2日以降に生まれた方
- (2)社会福祉士資格を有する方
- (3)地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない方(末尾「参考1」を参照)
- (4)日本国籍を有する方

補足及び注意事項

- *職務経験とは、会社員、自営業者、公務員等として、同一の事業所に週30時間以上の勤務を1年(12か月)以上継続して就業していた期間のことを指します。職務経験が複数ある場合は、その期間を通算することができます。
- *最終合格者は令和9年1月1日に採用の予定です。
- *入庁までに公務員としてふさわしくない行為、行動があった場合は、採用資格を失います。
- *桑名市職員採用試験は、市民の皆さんの貴重な税金を使って実施します。申込後の辞退はご遠慮いただきますようご協力をお願いします。

給与・待遇等について

種 類	内 容
給 与	桑名市職員給与条例の規定に基づき、給料及び通勤手当、期末・勤勉等の諸手当を支給(令和8年4月現在、事務職職員の初任給(地域手当8%含む)は、大学卒で250,560円、短大卒で233,820円、高校卒で216,324円です。)既卒者は、職歴に応じて、初任給が加算されます。 一例として、大学卒業後5年間民間企業で正規職員として勤務(フルタイム勤務)した場合に算出する初任給は、269,136円となります。

昇給	原則として1年に1回(昇給日:1月1日)
勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで、1週間あたり38時間45分 (ただし、勤務箇所によっては異なることがあります。)
休日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始 (ただし、勤務箇所によっては変則的な勤務形態となる場合があります。)
有給休暇	年次有給休暇は1年(1月～12月)につき20日間付与されます。 (ただし、採用月によって異なります。)

参考1 地方公務員法第16条(欠格条項)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

参考2 外国籍職員の任用に関する基準について

『公務員に関する基本原則』

「公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする。」

○桑名市においては、上記の基本原則に基づき外国籍の職員は次のような職務につくことはできません。

1. 公権力の行使にあたる職務について

「公権力の行使」にあたる職務とは、次のとおりです。

- (1) 市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
- (2) 市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
- (3) 市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
- (4) その他公権力の行使に該当することとなる職務

【公権力の行使にあたる主な職務の例】

生活保護の決定、占用許可、立入検査、各種許認可、改善措置命令、税の賦課・滞納処分、公害防止規制、都市計画の決定、建築制限、土地利用制限等

2. 公の意思の形成への参画にあたる職について

「公の意思の形成への参画」にあたる職とは、桑名市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として専決権限を有する課長以上の職及び代決権限を有する課長補佐以上の職並びに本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。